

(おもて)

令和7年度 鈴鹿市の母子保健事業のご案内

(2025年4月1日現在)

※鈴鹿市に住民登録のある方が対象となります。

～妊婦一般健康診査～

妊娠中に全14回(「母子保健のしおり」を受け取った時点から出産前まで)の妊婦健診を公費助成で受けられます。(三重県内の健診協力医療機関・助産所)

<市内の妊婦一般健康診査委託医療機関・助産所> (順不同) 2025年4月1日現在

医療機関・助産所	所在地	電話番号
鈴鹿中央総合病院 ★	安塚町山之花1275-53	382-1311
宮崎産婦人科 ★●☆	平田二丁目1-8	378-8811
鈴木レディースクリニック★●☆	平野町7740-1	370-5151
白子ウィメンズホスピタル★●☆	南江島町9-15	388-2221
あきながレディースクリニック	秋永町787-3	380-6090
マタニティハウスひまわり	高塚町1066-31	370-4970

★小児科医の子育て相談(出産前後小児保健指導事業)協力医療機関
●産婦健康診査協力医療機関
☆1か月児健康診査協力医療機関

※健康診査結果票に定められた項目以外の検査は、別途自己負担が生じます。

※助産所の公費助成は、10回分となります。

※「母子保健のしおり」は三重県内(四日市市を除く)での転出の場合、そのまま使用できます。「しおり」には、受診日に住民票のある住所地を記入してください。県外または四日市市へ転出の場合は、転出先の市町村発行のものと交換が必要です。

多胎児を妊娠されている方は、
追加で5回分の健診費用の助成があります。



【県外で妊婦一般健康診査を受診される場合】

県外(国内)の医療機関などで妊婦一般健康診査を受けられる方は、健診費用を一旦全額支払い、申請することで健診費用が助成されます。

(助成金額は上限あり)

<対象者>

受診日に「母子保健のしおり」を交付されている方

<助成対象となる妊婦健診の範囲>

「母子保健のしおり」の妊婦一般健康診査票に記載されている内容で、三重県内の医療機関等に県内各市が委託する健診(保険外の適用分)の契約単価と同額となります。受診料の額が契約単価に満たない場合は、受診料の額と同額となります。

<申請書類>

1. 三重県内(四日市市を除く)「母子保健のしおり」の妊婦一般健康診査結果票(医療機関に受診結果の記入を依頼してください。)
2. 領収書及び明細書のコピー
3. 母子健康手帳
4. 鈴鹿市妊婦一般健康診査県外受診助成金交付申請書(窓口でお渡しします)
※領収書、明細書の原本を提出された場合は、返却できません。

<申請方法・期限>

出産後、上記の申請書類を持って、保健センターへお越しください。

代理の方でも可能です。申請期限は、県外で受診した日から1年以内です。

～妊婦等包括相談事業・妊婦のための支援給付～

国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援を行う伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施しています。

<妊婦等包括相談支援>

妊娠中の過ごし方や子育てについてお悩みを聞いたり、利用できるサービスの紹介を行います。妊娠届出時、妊娠8か月頃、赤ちゃん訪問時にアンケートと面談を行います。(妊娠8か月頃の面談は希望者のみ)
アンケートは母子健康手帳アプリ「すずっこ子育てアプリ」からご回答ください。その他の時期でもお気軽にご相談ください。

<経済的支援>

妊娠届出時の面談と出産後の赤ちゃん訪問を実施した妊産婦等に対して、出産育児関連用品の購入や子育てサービスの利用に係る負担の軽減を図る経済的支援を行います。金額は妊娠届1回につき5万円、妊娠していることも1人につき5万円です

※申請書(同意欄に署名有)とアンケートの提出が必要です。

～妊婦さんの教室～

すくすくファミリー教室 (場所:保健センター)

※予約・開催時間などについては、広報すずか20日号で御確認ください。

プレパママコース 「すずっこ子育てアプリ」で予約できます。

(5月、7月、9月、11月、1月、3月) 午前・午後各15組

出産に向けて知っておきたい情報を助産師や保健師がお伝えします。

赤ちゃん人形を使った授乳やオムツ替えなどの育児体験、男性には妊婦体験も用意しています。一緒に出産や育児にむけて準備しましょう!

沐浴コース (5月、8月、11月、2月) 各10組

沐浴(赤ちゃんのお風呂)について、赤ちゃん人形を使って助産師がお伝えします。パパも一緒に練習してみましょう。※お湯は使用しません

マタニティ栄養コース (7月、11月) 各18組

お母さんの健康と赤ちゃんの健やかな発育のための妊娠中の食事のポイントや適切な体重増加について栄養士がお伝えします。

「塩分控えめのコツ」や離乳食作りに役立つ「おいしいダシのとり方」も紹介します。

マタニティ歯科コース (7月、11月) 各20組

妊娠中はむし歯や歯周病にかかりやすいため、その予防について歯科衛生士がお伝えします。妊婦さんのお口の健康は、生まれてくる赤ちゃんのお口の健康にもつながります。妊娠中からお口の健康を心がけましょう

初めてのマタニティ広場

※初めての出産を控えた安定期～妊娠34週頃までの妊婦さんが対象です。

(場所:子育て支援センターりんりん 御園町5306 TEL・FAX 059-372-3303)

※鈴鹿市のウェブサイト、りんりんだより、子育て市ウェブリんりん 行事予約ページ
応援サイト『きら鈴』でご確認ください。



赤ちゃん広場デビュー 奇数月 年6回 各5組

赤ちゃん広場あおむしに参加し、先輩ママとの交流やふれあい遊びを一緒に楽しめます。

イメージリー 偶数月 年6回 各5組

助産師がお腹の赤ちゃんの成長過程や陣痛のお話をします。出産時の陣痛が怖すぎると思ってしまう気持ちが軽くなります。出産時の準備ともなるリラックス(イメージリー)のミニ体験と赤ちゃん広場あおむしの見学をします。

沐浴体験 月1回 午前・午後各3組

お湯・ベビーソープを使って、赤ちゃん人形をベビーバスで沐浴する体験をします。

おしゃべり広場

◆ベビーマッサージ 年4回

先輩ママ・赤ちゃんと一緒にベビーマッサージを体験して交流します。

◆初めてさん 年2回

初めてりんりんへ来る親子と交流します。



～妊婦歯科健康診査～

妊娠中に1回歯科健康診査を公費助成で受けられます。
(自己負担金が発生することがあります)

<対象者> 妊娠中の方
<受診場所> 鈴鹿市内の健診委託医療機関(予約が必要です)
<持ち物> 母子健康手帳、健康保険証、
妊婦歯科健康診査受診票(母子保健のしおり)

～もうすぐ出産～

小児科医の子育て相談(出産前後小児保健指導事業)(希望者のみ)

小児科医による相談を無料で受けることができます。

早くから相談のできる「かかりつけの小児科」を見つけておきましょう。

<対象> 下記3つの項目に全て該当される方

- 妊産婦とその家族
- 妊娠28週から産後56日までの期間に市内の協力医療機関で妊婦一般健康診査を受診または出産された方
- 市内の小児科で産後56日までに相談を利用される方

<申し込み方法>

妊婦一般健康診査の★のついた医療機関でご相談ください。

※「みえ出産前後からの親子支援事業」では、鈴鹿市外(県内)の産婦人科・小児科であれば、妊娠22週以降から産後16週以内で同様の相談ができます。詳しくは、かかりつけの産婦人科にお尋ねください。
協力医療機関については、三重県医師会ホームページをご覧ください。

出産育児一時金について

健康保険の被保険者及びその被扶養者が出産した場合、出産育児一時金の支給が受けられます。医療機関などが被保険者に代わって出産育児一時金の申請及び受け取りを行うことができます。(直接支払制度)。また、出産費用が支給額より少ない場合や直接支払制度を利用しない場合は、申請が必要です。詳しくは、加入の健康保険組合に、国民健康保険の方は保険年金課(059-382-7605)にお問い合わせください。

一時保育について

産前産後に一時保育を利用したい場合、保育時間や保育料等の詳細・お申込みについては、ご希望の園に直接お問い合わせください。

～産婦健康診査～

分娩された医療機関・助産所で産後約2週間と産後約1か月の健康診査を公費助成で受けられます。

<対象者> 産婦
<受診場所> 健診協力医療機関・助産所(予約が必要です)
<持ち物> 母子健康手帳、産婦健康診査結果票、健康保険証



【県外で産婦健康診査を受診される場合】

県外(国内)の医療機関などで産婦健康診査を受けられる方は、健診費用を一旦全額支払い、必要書類を添付し申請することで健診費用が助成されます。(上限5,000円/回) ※申請期限:県外で受診した日から6か月以内

<申請書類>

1. 産婦健康診査受診票〔医療機関等で結果(EPDS含む)を記載されたもの〕
2. 受診医療機関発行の領収書及び明細書のコピー
3. 通帳又は振込先がわかるもの
4. 鈴鹿市産婦健康診査県外受診助成金交付申請書(窓口・市ウェブサイト)

(うら)

～赤ちゃんが生まれたら～

出生の届出

鈴鹿市戸籍住民課・各地区市民センター・出生地の市町村役場

出生日から14日以内に届けましょう。

※出生届と併せてマイナンバーカードの申請ができます。

※母子健康手帳を必ずご持参ください。

健康保険の届出

社会保険の場合は、勤め先で手続きを行いましょう。親が国民健康保険に加入している場合、赤ちゃんも国民健康保険に加入しましょう。鈴鹿市国民健康保険に加入している方は鈴鹿市保険年金課（059-382-7605）にお問い合わせください。

予防接種の予診票

鈴鹿市地域医療推進課（保健センター2階 059-382-9291）

予診票は生後2か月を迎える頃にご自宅に郵送します。

児童手当の申請

鈴鹿市こども政策課（059-382-7661）・各地区市民センター

出生日の翌日から15日以内に申請しましょう。

公務員の方は、勤務先で申請しましょう。（※一部除く）

こども医療費受給資格の申請

鈴鹿市福祉医療課（059-382-2788）・各地区市民センター

出生から1カ月以内に申請しましょう。

<該当者のみ>

低体重児出生の届出

鈴鹿市こども保健課（保健センター1階）

（生まれた時の体重が2,500g未満の赤ちゃんの場合）

「母子保健のしおり」の中の「低体重児出生連絡票」を郵送または持参してください。

養育医療の給付

鈴鹿市こども保健課（保健センター1階）

出生時体重2,000g以下または生活力が特に薄弱な未熟児であるため医師が入院養育を必要と認めた場合、必要な医療費が給付されます。（指定養育医療機関に限りです。世帯の所得に応じて、自己負担金が発生します。）

育成医療の給付

鈴鹿市障がい福祉課（059-382-7626）

障がいを持っている、または抱えている疾患を放置すると将来的に障がいを残すと認められる場合に、それを治療するための医療が対象となります。（原則3か月間まで認められます。世帯の所得に応じて自己負担上限が設けられます。）



～新生児聴覚スクリーニング検査～

新生児聴覚スクリーニング検査を一部公費助成で受けられます。

市内の医療機関で受けられる場合は手続き不要です。（上限3,000円）

【市外・県外で受診される場合】

市外の医療機関で受けられる方は、検査費用を一旦全額支払い、受診日から90日以内に申請することで検査費用の一部（上限3,000円）が助成されます。

対象：検査日に鈴鹿市に住民票のある保護者

必要書類：鈴鹿市新生児聴覚スクリーニング検査費助成申請書、検査結果の分かるもの（母子健康手帳又は書類）、検査費用の分かる領収書のコピー（領収書に検査費用の記載がなければ明細書もご持参ください）、振込先口座が分かるもの。

～産後ケア事業～

産後1年以内の方で、助産師などによる専門的な指導やアドバイスを必要とする方は、宿泊・通所・訪問の保健指導を主とするケアが受けられます（一部自己負担金が必要になります）※利用には申請と面談が必要です。

～乳児の訪問～

新生児訪問

♪ **要申込み**

助産師等が訪問します。計測や相談希望の方におすすめですよ。

ママの体調、母乳、ミルク、沐浴、おへそのことなどお気軽にご相談ください。

<対象> 新生児（生後28日以内）のいるご家庭

<申込み方法> お電話でご予約ください。

未熟児訪問

保健師や助産師が訪問し、身体計測や育児相談にのっています。

「低体重児出生連絡票」等を元に、ご連絡させていただきます。

<対象> 出生時の体重が2,500g未満の赤ちゃんのいるご家庭

こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問・未熟児訪問を利用された方は除く)

「赤ちゃん訪問員」がご家庭を訪問し、子育て情報をお届けします。

<対象> 1～3か月の赤ちゃんのいるご家庭

対象となるご家庭には、事前に郵送でお知らせします。

※アンケートは「すずっこ子育てアプリ」でご回答ください。

※市外へ里帰りされる方で訪問を希望される方や里帰り出産などで市外に長期滞在を予定されている方は、ご連絡ください。

※訪問時、保護者様の気持ちに寄り添いますのでお気軽にご相談ください。

～乳児の健診～

1か月児健康診査

「鈴鹿市1か月児健康診査結果票」で1か月児健診を一部公費で受けられます。

市内の医療機関で受けられる場合は手続き不要です。

市外の医療機関で受けられる方は、健診費用を一旦全額支払い、受診日から6か月以内に申請することで健診費用の一部（上限6,000円）が助成されます。

※市内の医療機関は、表面の「妊婦一般健康診査」と下記の「乳児一般健康診査」の☆のついた医療機関です。

乳児一般健康診査(4か月児・10か月児)

「母子保健のしおり」冊子中の健康診査票（4か月児・10か月児）で、2回の健診を公費助成で受けられます。個別通知はありません。

<市内の乳児一般健康診査委託医療機関> (順不同) 2025年4月現在

医療機関名		所在地	電話番号
あかね小児科クリニック	★☆	西条四丁目48	383-7666
鈴鹿中央総合病院	★☆	安塚町山之花1275-53	382-1311
おおたキッズクリニック	★☆	弓削町1160-1	381-0002
吉野こどもクリニック	★☆	住吉一丁目23-11	370-0008
ばんくクリニック	★	石薬師町2159-1	374-0020
新藤小児科クリニック	★☆	野町東二丁目4-15	380-0101
駒田医院 小児科	★☆	北江島町17-15	386-0507
白子クリニック小児科	★☆	南江島町6-17	388-8988
北村記念しばた小児科医院	★☆	白子一丁目1-7	386-0362
すずかこどもクリニック	☆	秋永町652-1	380-1800

★小児科医の子育て相談（出産前後小児保健指導事業）協力医療機関

☆1か月児健康診査協力医療機関

～すくすく広場～

「身体測定」「育児相談」「栄養相談」「おっぱい相談」を行っています。相談希望の方は、母子健康手帳をお持ちください。

時間：9時30分～11時（予約不要） 場所：保健センター

日程：広報すずか毎月20日号でご確認ください。

～母子手帳セットについて～

●母子健康手帳

◎三重県先天性代謝異常等検査申込書
（分娩入院時に必要です。母子健康手帳に挟み込み）

●母子保健のしおり

妊婦歯科健康診査受診票・妊婦一般健康診査受診票

新生児聴覚スクリーニング検査助成券

産婦健康診査受診票 ・ 1か月健康診査受診票

4か月児健康診査受診票・10か月児健康診査受診票

低体重児出生連絡票

●予防接種手帳

*すずっこファイル、マタニティキーホルダーなど



妊娠届出、低体重児の届出等、母子保健事業の 個人情報の利用目的について

妊婦や低出生体重児の個人情報は、個人情報保護法にもとづき収集・管理を行い、母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、妊産婦、未熟児の訪問指導に関する事務で、継続的な健康管理を目的として使用します。個人情報は、当該事務において必要がなくなった場合や法令による一定の保存期間が経過した場合は速やかに廃棄します。

●すずっこ子育てアプリ

●鈴鹿市の公式LINE



●子育て応援サイト『きら鈴』

鈴鹿市の子育て支援情報を掲載したサイトです。

「お出かけスケジュール」では、妊産婦向け・子育て中の方向けのイベント情報などを見ることができます。



※お子さんを連れて遊びに行ける「子育て支援センター」や

「つどいの広場」は妊産婦の方も利用できます。施設情報は『きら鈴』からご覧いただけますので、ぜひ利用してみてください。

保健師による電話相談・家庭訪問も行っています。
お気軽にお電話ください。

鈴鹿市こども保健課（保健センター内）

こども家庭センター

鈴鹿市西条五丁目118番地の3

Tel 059-382-2252 Fax 059-382-4187

